

令和7年第1回

札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第4号及び報告第1号）を除く

議案第3号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和7年第1回教育委員会会議

1 日 時 令和7年1月21日(火) 13時30分～14時40分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根 直 樹
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	中 野 倫 仁
委 員	朝 倉 由紀子
教育次長	廣 川 雅 之
生涯学習部長	井 上 達 雄
学校支援担当部長	池 田 秀 利
学校支援課長	塩 越 寛 史
学校教育部長	佐 藤 圭 一
調整担当部長	吉 田 憲 史
児童生徒担当部長	喜多山 篤
教職員担当部長	菅 野 智 広
中央図書館長	前 田 憲 一
図書・情報館長	安 本 朋 幸
総務課長	千 田 博 史
庶務係長	新 井 達 之
書 記	滝野沢 由希奈

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市学校教育情報化推進方針について

議案第2号 令和7年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について

議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

議案第4号 学校管理職の人事について

報告第1号 部長職の人事に係る臨時代理について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和7年第1回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

なお、道尻豊委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。本日の議案第3号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第4号及び報告第1号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第3号、第4号及び報告第1号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市学校教育情報化推進方針について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市学校教育情報化推進方針について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の池田でございます。議案第1号の札幌市学校教育情報化推進方針について、御説明いたします。本議案は、外部有識者等による検討会議での議論を経てまとめた「札幌市学校教育情報化推進方針」を確定させるため、提出するものでございます。お手元にある資料ですが、資料1が「概要版」、資料2が「本書」、資料3が「札幌市立学校情報活用能力体系表例」になります。本方針につきましても、何度か情報提供させて頂いておりましたが、朝倉委員が教育委員に加わりましたので、本日は、おさらいの意味も含め、概要版に基づいて、本方針の全体について簡単に御説明いたします。

まず、左上段にございます「第1章 方針の策定にあたって」です。こちらには、方針策定にあたり、これまでの経緯や、本方針の基本的事項を記載しております。

「(3)本計画の位置付け」をご覧ください。本方針は、今後、さらなる学校教育の情報化にあたっては、教育委員会と学校の役割を明確にし、取組を推進していくことが必要であるとして、策定したものです。第2期札幌市教育振興基本計画の教育アクションプランで掲げた情報化推進に関連する事業・取組を対象とし、学校及び教育委員会が、その事業・取組を推進すべく、施策の方向性を共有することを目的としております。

「(4)方針期間」をご覧ください。教育アクションプランの終期の年度と合わせ、令和 10 年度末までとしております。ただし、国の動きも踏まえ、期間中であっても必要に応じて、発展的に施策を展開できるよう修正を行うものとしています。

次に、中上段の「第 2 章 札幌市における学校教育情報化の現状と課題」をご覧ください。札幌市における学校教育情報化の現状と課題について、児童生徒、教職員、学校環境の 3 つの視点で整理しております。本書では、児童生徒及び教職員に対して行いました ICT 活用についてのアンケート集計や調査結果を載せているほか、内容毎に項立てして、現状と課題をまとめています。

次に、右上段の「第 3 章 学校教育の情報化推進の方向性」をご覧ください。札幌市の学校教育情報化の現状と課題を踏まえ、ICT の利点を最大限に生かした教育活動を推進するとともに、ICT 活用を通して、児童生徒、教職員の可能性を引き出すべく、それぞれの目指す姿や、目指す学校環境を明らかにし、学校と教育委員会が共有することで、学校教育における情報化を推進することとしました。

続いて、中央の「第 4 章 基本方針と具体的な施策」をご覧ください。第 3 章で示している児童生徒・教職員それぞれの目指す姿や目指す学校環境の実現に向けて、3 つの基本方針を立て、その方針に基づいた施策を実施することとしました。

3 つの基本方針の関係ですが、ICT 活用を推進するための環境整備を行い、教職員が ICT を効果的に活用することで、目指す児童生徒の姿に向けて、児童生徒一人一人の資質・能力の育成を図るものとしています。

それぞれの基本方針ですが、方針 1 は、「ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成」とし、ICT の特性や強みを生かしながら、ICT を日常的に活用し、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出す教育を推進するものとなります。基本方針に基づいた取組としては、1 人 1 台端末を活用した「課題探究的な学習」の充実をはじめ、6 つの取組を示しています。ICT 機器が家庭に普及することで、子どもたちの SNS 利用が増加することに伴い、トラブルが多発しており、特に小中学生の段階から ICT 機器に触れる機会が増え、これに対する対策が急務であること、家庭と学校の連携が必要であり、保護者の協力を得るための取り組みが重要視されています。こうした課題は、「3. 情報モラル教育の推進」及び「4. ネットトラブル等対策の推進」の取組を通して充実していく考えです。

方針 2 は、「教職員の ICT 活用・指導力の向上」とし、児童生徒の情報活用能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用することができるよう教職員の ICT 活用・指導力の向上を図るものとなります。この方針に基づいた取組としては、6 つの取組を示しています。札幌市の現状として、学校や個々の教員の間で ICT 活用状況にばらつきがあります。「1. 教職員研修による実践的指導力の向上」では、これま

での研修に加えて、研修を気軽に受講できる「オンラインカフェ」を実施します。「自校にしながら」「短時間で」「必要に応じて」をコンセプトに、今知りたいことを学んだり交流したりできるオンラインセミナーを開催することで、教職員の ICT 実践的指導力の向上を図りたい考えです。

方針3は、「ICT を活用するための環境整備」とし、児童生徒や教職員が ICT を効果的に活用できるよう学校環境の充実を図るとともに、校務の効率化による事務作業の負担軽減に向け、ICT を積極的に活用した教育活動や業務を推進するものとなります。この方針に基づいた取組としては、「1人1台端末の更新・ICT 機器及びデジタルコンテンツ等の整備」をはじめ、6つの取組を示しています。現在の札幌市の学校ネットワークは、ICT の活用においてセキュリティが厳しすぎて使いづらいとの声があります。文部科学省が示す次世代の校務 DX のなかでは、校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化、データ連携基盤ダッシュボードの創出が示されており、本市においても、児童生徒のよりよい学びに向けて、また校務の負担軽減、教職員の働きやすさ向上を目指し、DX 推進に向けた教育環境の整備を検討していきます。

今年度、いくつかの学校で起きた個人情報漏洩事故は、重要度の高い個人情報を書類でやり取りしているために、紛失や置き忘れといったヒューマンエラーが発生したものでもあります。こうした事故をなくすためにも、学校のネットワークを再構築のうえ、セキュリティを強化し、どこでも端末上でデータ管理できる学校 ICT 環境整備の推進が必要と考えております。

以上が基本方針の説明となりますが、本取組については、表の右側に第2期札幌市教育振興基本計画との関連をお示ししています。

後段は、「第5章 取組の進捗状況を測る指標」となります。本方針の目指す姿の実現に向けた取組の進捗状況を確認するため、3つの成果指標を設定しました。こちらの指標は、最終年度の令和10年度には、最終評価を行い、国の政策や札幌市教育振興基本計画等との整合性を図りながら次期方針を検討してまいります。

最後になりますが、資料3「札幌市立学校 情報活用能力体系表」をご覧ください。児童生徒の発達段階ごとに育成したい資質・能力を例示としたものです。各学校が、この体系表例を参考に学校の教育目標や児童生徒の実態等を踏まえ、自校において育成を目指す「情報活用能力」について、教職員間で共通理解を図り、教科等横断的に育成していくことを目指しています。

校種間の連携および教職員間での情報活用能力の共通理解を図り、全ての児童生徒に、着実に「情報活用能力」を育成するためにも、教育委員会としても、あらゆる教職員が ICT を活用して指導する力を身に付けられる取組として、研修の充

実やICT活用に関して支援体制の強化を図ります。本方針案の資料説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○佐藤委員 私が聞き漏らしたのかもしれないですけど、確認ですが、最初に、札幌市の各学校のセキュリティが厳しいので使いにくいというお話がありましたでしょうか。その後に、情報漏洩を危惧してセキュリティレベルを上げるというお話がありましたが、この整合性について教えてください。

○学校支援課長 札幌市の学校ネットワークは、ネットワーク分離型の構成を採用し、児童生徒の情報を守っています。この構成は3つの体系になっており、行政系のいわゆる我々の行政と繋がっているネットワークと、校務系ネットワークと学習系のネットワークの3つのネットワークです。学習系ネットワークについてはクラウド上でやり取りをしておりますが、校務系ネットワークは通常遮断されているような状況で、行政系・校務系・学習系のデータをやり取りする際には一旦USBなどで取り出してやっているという使いづらさがあります。情報を守られているところはあるのですが、事務処理に時間を要したり、手間がかかったりするところがあり、それを改善するために、次年度以降につきましては、新たなネットワークという形で認証の仕方、セキュリティを強化しながらも、繋がるような状況を作っていこうと考えております。

○佐藤委員 ありがとうございます。学校ネットワークにいくつかパターンがあるということですね。子どもたちが使う部分については、セキュリティを下げるということでしょうか。

○学校支援課長 子どもたちが授業などで使う部分の学習系のセキュリティレベルは、今もクラウド上なので使いやすい状況で、個人情報の重要度レベルは非常に低く、それほど重要なものはないです。子どもたちではなく教員が使う校務系では、成績や評価、出席状況など、かなり個人情報の重要度レベルが高いものを使っているため遮断している状況なのです。この学習系と校務系が分離している状況から、双方の円滑なデータのやり取りが行えず、書類でやり取りしたため、紛失や置き忘れといったことが発生しました。新しいネットワーク体系では、セ

セキュリティレベルを高めたインターネットアクセスを端末ごとに認証するようなアクセス制御型のネットワーク体系にしていこうと思っています。

○佐藤委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○山根教育長 他、ございますでしょうか。

○朝倉委員 朝倉です。説明ありがとうございました。ネットワークの構築のところだったのですけれど、これはいつ頃までにという目標はありますでしょうか。

○学校支援課長 来年度末に一旦システムを構築しまして、その次の年度からは実走しようという目標があります。

○朝倉委員 分かりました。なるべくきつと早くされた方が先生方もよくなるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○山根教育長 他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第1号につきましては、提案どおり決定されました。

◎議案第2号 令和7年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について

○山根教育長 続きまして、議案第2号「令和7年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の井上でございます。議案第2号、令和7年度教育委員会事務点検・評価実施要領(案)につきまして、御説明いたします。議案書をおめくりいただき、実施要領(案)をご覧ください。

まず、「1 概要」(1)をご覧ください。点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施するもので、本市におきましては、(2)のとおり、令和6年3月に策定した「第2期札幌市教育振興基本計画」の進行管理も兼ねております。

「2 協議」につきましては、今年度と同様、教育委員会が所管する各事業・取

組における課題や今後の方向性について、教育長及び教育委員の皆さまに御協議
いただきたいと考えております。

次に「3 授業視察及び児童生徒等との意見交換」です。来年度につきましても、
今年度同様、授業視察を児童生徒等との意見交換を実施したいと考えております。

「4 学識経験者の知見の活用」につきましては、点検・評価結果の客観性を確
保するため、学校教育及び社会教育分野に精通する2名の方から、第2期計画で
設定している3つの重点項目に加えて、全事業・取組を通した御意見を頂戴する
予定でございます。

来年度につきましては、学校教育に精通する方として、北海道教育大学札幌校
の高久元教授、社会教育に精通する方として、札幌大谷大学の加藤裕明教授にお
願いする予定です。

続いて裏面をご覧ください。「5 報告書の構成」についてですが、全体の構成
はこれまでと同様、本編の3つの章と資料編とでの構成としております。

第1章は、教育委員会の概要です。「2 令和6年度の活動状況等」の中には、昨
年7月及び9月に行った中央中や幌北小の授業視察及び児童生徒等との意見交換
について記載する予定です。

第2章は点検・評価の概要ということで、点検・評価の目的や実施方法等を記
載いたします。

第3章は点検・評価の結果です。第2期札幌市教育アクションプラン（前期）
で掲げる特徴的な取組の結果について、3つの重点項目を中心に記載の後、各事
業・取組の取組結果や基本施策ごとの成果指標の動向を記載する予定です。

そして、最後に資料編として、全事業・取組の点検・評価を掲載する方向で考
えております。

ここで、添付のA3の参考資料を御覧ください。今年度の点検・評価報告書作
成に際して、佐藤委員から「教育に関わるアセスメントは課題の抽出に比重が置
かれるようになってきているため、課題の明記とその改善策の検討が必要」という御
意見を頂戴しておりました。

資料左側はこれまでの各事業・取組の点検・評価ページ、右側は検討中の点
検・評価ページの案です。佐藤委員からの御意見を踏まえて、左側の「評価と今
後の方向性」の欄を、「評価・課題」と「今後の方向性」の2つに分けることで、
課題をより明確に認識したうえで、今後の取組に繋げていけるようにすることを
検討しております。

元の資料に戻りまして、「6 報告書の決定・議会提出・公表」につきましては、
今年度と同様、9月頃に開会予定の第3回定例市議会への提出を予定しておりま

す。

最後に「7 スケジュール」をご覧ください。本日の会議を経てこの実施要領が決まりましたら、事務局で調書の作成作業等を進めまして、皆さまには5月中旬から8月上旬頃に協議をしていただきたいと考えております。御説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 意見を入れていただきまして、誠にありがとうございます。令和7年度報告書案のところで、欄が2つに分かれたことで、課題というものをまず抽出して、その課題をいかに解決していくかという今後の方向性というものが、欄が分かれて明確になったと思います。ありがとうございます。

○山根教育長 はい、ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号につきましては、提案どおり決定されました。

○山根教育長 議案第3、第4号及び報告第1号は公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○山根教育長 続きまして、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」であります。本議案は、全部で6本ございますので、順次事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の井上でございます。議案第3号「議会の議案についての市長への意見に申出」のうち「令和6年度一般会計補正予算案」についてご説明をいたします。2月13日に招集予定の令和7年第1回定例市議会において、教育費予算が含まれる令和6年度一般会計補正予算案が提案される予定でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、当該補正予算案に対し教育委員会の意見を市長に述べるため、補正予算案の内容についてご説明をさせていただきます。意見表の次のページでございます、「令和6年度一般会計補正予算案総括表」をご覧ください。

「1歳入歳出予算」でございますが、歳入予算として、40億6,600万円、歳出予算として、57億7,040万円を補正予算案として計上しております。各事業に係る補正の概要をご説明いたしますので、「歳出」欄をご覧ください。

1番目の「学校施設新改築費」から6番目の「学校施設冷房設備整備費」につきましては、令和7年度に各事業を実施する予定であります。令和6年度の国の補正予算を受け、早期の財源確保を目的に、前倒しで予算化した上で、その全額を令和7年度に繰り越すものとなっております。学校施設の整備に係る工事費用について、国費に相当する事業を計上してございます。

なお、「歳入」欄にございますとおり、関連する歳入である「学校建築費」につきましても、補正予算として計上してございます。

次に、歳出の下から2番目「学校給食等食材費高騰対策費」につきましても、令和6年度の国の補正予算において、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するための交付金が盛り込まれたことを受け、保護者の負担を抑えながら、これまでどおりの栄養バランスや量などを保った給食を提供するための費用を補正予算として計上するものとなっております。令和6年度事業費は事業名の下にかっこ書きで記載しております9億3,200万円に加えて、今回補正をいたします2億1,300万円を増額し、令和7年度事業費といたしましては、14億5,100万円を計上してございます。こちらの事業費につきましても、「歳入」欄にありますとおり、関連する歳入である「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を補正予算として計上しております。

最後に、歳出の一番下「学校施設新改築事業関連用地取得費」ですが、こちらは伏見小学校の改築に係る用地取得に際し、予定をしておりました契約の見通しが立たないことから、これに係る予算全額を減額するものとなっております。

続きまして、ページをめくりいただきまして、「2 繰越明許費」をご覧ください。表の1番上にごございます「学校施設新改築費」の現年分7,100万円につきましては、光陽小学校及び元町北小学校の解体工事の遅れにより、今年のうちその支出を終えることが困難でありますことから、繰越明許費として設定させていただくものとなっております。それ以外の項目につきましては、先ほどご説明いたしました国の補正予算を受けまして、地方自治法第213条の規定に基づき令和7年度に繰り越して使用するものとなっております。

令和6年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会関連分の概要の説明は以上となります。議案第3-1号の意見書に記載しておりますとおり、その内容に関して適当とすることとしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○山根教育長 ただいまの議案第3-1号の説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○山根教育長 それでは、議案第3-1号につきましては、提案どおり決定されました。

○山根教育長 続きまして議案第3-2号です。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第3-2号ということで、「令和7年度一般会計当初予算案」についてご説明をいたします。本案は、先ほどのとおり2月に召集されます、令和7年度第1回定例市議会において、令和7年度一般会計予算案が提案される予定であり、その中に教育委員会関連分も含まれますことから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規制に基づき、当該予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

令和7年度の教育費予算の編成におきましては、事務点検・評価などをはじめ、教育委員の皆様からいただいたご意見・ご指摘等も踏まえながら、予算編成を行ってまいりました。一部事業実施に係る経費の見直しを行いながら、限られた予算の中で、効果的・効率的な事務の執行を行うことにより、更なる教育環境の充実に取り組んでまいります。

それでは、具体的な予算案についてご説明いたします。一枚おめくりいただきまして、「令和7年度一般会計当初予算案」をご覧ください。まず初めに、予算規模をご説明いたします。

「1 令和7年度予算総括」の表の真ん中あたりの太枠「令和7年度予算（案）」の一番上、「歳出合計」の欄をご覧ください。令和7年度の歳出予算額といたしましては、726億1,276万円となり、左隣の令和6年度当初予算額と比較いたしますと、58億7,645万円、率にしまして、8.8%の増となっております。次に、各部の令和7年度の歳出予算額でございますが、「総務部」と書かれました欄をご覧ください。現在は、部の名称が生涯学習部でございますけれども、機構編成に伴い、令和7年度より総務部に名称変更となる予定でございます。令和7年度の総務部分の予算額は、618億588万円となり、令和6年度予算額と比較いたしますと、53億6,679万円、率としては9.5%の増となっております。

次に「学校教育部」でございますが、令和7年度予算額は93億9,961万円となり、令和6年度予算額と比較いたしますと、2億6,900万円、率としては、2.9%の増となっております。最後に「中央図書館」でございますが、令和7年度予算額は14億726万円となり、令和6年度予算額と比較いたしますと、2億4,060万円、率としては20.6%の増となっております。

予算増額の主な理由といたしましては、「2 主な増減理由」のとおり、GIGAスクール構想推進費において、児童生徒が使用する1人1台端末約14万台の更新に係る費用が増加する中、先ほどの補正予算の中でご説明いたしました、伏見小学校の改築に係る用地取得費の減少がございまして、トータルとして約58億円の増額となっているものでございます。

次に、資料の下段「3 主な新規事業、拡充事業」についてでございます。こちらには主な新規事業等を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きましてお手元にお配りしております「令和7年度 局別施策の概要」にて、令和7年度に特に力を入れて取り組む各部の事業について、ご説明いたします。

初めに、総務部の事業につきまして、私からご説明をさせていただきます。ページをおめくりいただきまして、2ページの下から3番目、「持続可能な学校給食提供の在り方検討事業」では、学校給食室の老朽化の状況や、今後の人口減少の見通し等を踏まえ、給食調理機能を一定規模に集約化することなど、将来にわたる安定的な給食提供に向けた調査検討を行ってまいります。

次に、4ページ上から2番目の「学校施設改築費」では、真駒内地区新設義務教育学校の新築工事、向陵中学校など3校の改築工事等を行い、続く「学校施設

増築費」では、教室不足の解消に向けて、札幌北中学校の増築に着手をいたしません。

最後に5ページ下段、「学校施設冷房設備整備費」では、普通教室等への冷房設備整備として、先ほど令和6年度補正予算でご説明いたしました40億4,100万円の繰越額と合わせまして、96校分の工事を予定するなど、子どもたちが学習に集中できる観点確保に努めてまいります。

以上で総務部の説明を終わります。次は学校教育部の事業説明です。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。学校教育部の予算についてご説明いたします。局別施策の概要6ページをご覧ください。

まず、上から8番目、「市立高校再編校開校準備費」では、令和9年4月に開校予定の（仮称）藻岩・啓北商業再編新設校の教育内容等の検討を行ってまいります。

次に、7ページ、1番上の「コミュニティ・スクール推進費」では、令和6年度から順次導入している学校運営協議会の委員報酬や、導入校におけるコーディネーター配置に要する経費を計上し、学校、家庭、地域が一体となり、社会総掛かりでの教育の充実を図ってまいります。

最後に、9ページ、上から2番目の「奨学金支給費」では、意欲や能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な学生・生徒に、返還義務のない奨学金を支給しております。令和6年度に採用枠を1,900人に拡大していましたが、令和7年度も更に約2,000人まで拡大することで、より多くの学生が安心して学べるよう、支援の充実を図ってまいります。

以上で学校教育部の説明を終わります。

○生涯学習部長 次は中央図書館の事業説明です。

○中央図書館長 中央図書館の前田でございます。中央図書館の予算についてご説明いたします。局別施策の概要10ページをご覧ください。

中段にあります「中央図書館運営管理費」の2番目、「（仮称）さっぽろ読書・図書館プラン2027策定費」では、現在の「さっぽろ読書・図書館プラン2022」が令和8年度（2026年度）末で計画期間が終了することから、新たなプラン策定にあたり、読書活動に関する市民アンケート調査を実施してまいります。

同じく10ページの下段「その他図書館施設運営管理費」の3番目、「こども本の森開設準備費」では、「（仮称）こども本の森」の令和8年夏頃の開設に向け

て、北海道大学の各学部とリンクした図書の選書や、図書を登録・管理するための図書館システムの導入、寄附金や寄贈本を募集するための広報活動等を実施してまいります。以上で中央図書館の説明を終わります。

○生涯学習部長 以上が、令和7年度一般会計当初予算案の概要でございます。

つきましては、議案第3-2号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 冷房設備の整備費のところ、40億円を繰り越しているということですが、少し事業が遅れ気味ということなのではないでしょうか。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の池田でございます。事業が遅れているというよりは、国庫補助の関係で予算のつけ方を国の方に合わせているということで、事業の執行自体は今のところ契約、PFI等を含めて順調に進んでいるところでございます。

○佐藤委員 今年の夏ぐらいには間に合いそうだということでしょうか。

○学校支援担当部長 今年の夏ぐらいから予算がつき始めて、最終的には3か年で完了する予定でございますので、最終的には9年度末までに全てを完了するという予定でございます。

○佐藤委員 はい、分かりました。

○山根教育長 他、いかがでしょうか。どんな小さな話でも構いません。

○石井委員 学校教育部の子どもに関するデータ連携費のところですが、費用というよりは、データ連携について今どのような感じで進めているのかなどありましたらお聞きしたいなと思ったのですが、よろしいでしょうか。

○学校支援担当部長 こちらにつきましては、最終的には子ども未来局の情報と

連携することを考えていて、データ連携すべく準備を進めているところでございますけれども、今年度中にこの事業をもってデータ連携が完了するというのではなく、この先の連携に向けて調査を進めているというようなことでございます。

具体的には学校側で使えるデータ、子ども未来局、児童相談所の方から来たデータを学校側の1教員が全て見るができるというものも、情報管理の上では問題があるという部分もありますので、こういった情報を子ども未来局に提供し、また、取り入れるかというところ、何が適切なのかというところを調査を進めていった上で、適切に連携していきたいと考えております。今年度中にそのやり取りがどうなっているのかというお話を聞かれた時には、この先調査を進めて適切にやっていきますということになるかなと考えております。

○石井委員 分かりました。子ども未来局との連携もあるので、教育委員会だけで進めていくのは難しいということでしょうか。

○学校支援担当部長 そうですね。

○石井委員 分かりました。ありがとうございます。

○朝倉委員 細かいところなのですが、6ページの学校教育指導費の中の「算数学び「beyond」プロジェクト推進費」はどのようなプロジェクトなのかということを知りたいなと思っております。

また、8ページの上から4つ目、「心の健康観察及びいじめアンケートにかかるアプリの活用等」と記載があるのですが、このアプリはもう全員入れているものなのか、その予算額の中にアプリの予算分が入っているのかというところをお聞きしたいと思いました。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。「算数 beyond プロジェクト」は、もともと「算数に一ごープロジェクト」という名称で進めていた事業で、これは小学校の5、6年生を通常40人学級のところを25人程度、それで算数に一ごーという名前なのですが、25人程度のクラスサイズに分けて、少人数での算数授業を実施するという事業です。加えて、札幌市でオリジナルで作成している、パワーポイントで作った算数の教材を、全ての教師が活用して使って、課題探究的な学習を推進するという取り組みを5年ほど実施しておりました。昨年度から小学校5年生について、来年度は6年生なのですが、クラスサイズが40人だった

ところが 35 人学級にサイズを縮めるということが札幌市で行われることが決まりましたので、そうすると実質、に一ごプロジェクトでやっていたクラスサイズとそんなに変わらないクラスサイズで、どの学校も算数の授業も含めてできることになりましたので、これを発展させて beyond というこで、次のステップに進めようという意味で、何ができるのか考えたときに、クラスサイズは小さくなるけれども、そもそも我々が目指していた課題探究的な学習を、教師が主導で行うだけではなく、子どもが自ら主体的に行えるような環境をより一層充実しようということで、1人1台端末を上手く抱き合わせて、子ども達のタブレットで子どもたち自身が学びを進めやすくするような教材を開発していこうというようなこで、発展させようという意味で beyond として、これの学習モデルの作成等にお金を計上しているということになります。

○朝倉委員 これから作っていく部分の予算ということでしょうか。

○学校教育部長 その通りでございます。

○児童生徒担当部長 児童生徒担当部長の喜多山でございます。ご質問がございました、いじめ対策・自殺予防費のいじめアンケートに係る部分でございます。

既に子どもたちには1人1台端末が配布されており、そこに健康観察アプリ、今年度はシャボテンというものを入れています。通常、子どもたちが毎日自分の健康状態や、先生と相談したいことをアプリを使って毎日活用しているのですが、1人1台端末を使って、いじめのアンケートも同じようにアプリで実施するということになっております。シャボテンの中にこのアンケートが組み込まれております。今年度既に11月からアンケート実施しておりますけれども、このアプリを活用してアンケートを実施、それから集計、そういったあたりも業者の方と契約している中身に入っておりますので、そういった形でアプリの開発事業者等に契約している内容もこの予算に含まれているとご理解いただければと思います。

○朝倉委員 分かりました、ありがとうございました。

○中野委員 以前、図書購入について、紙媒体と電子媒体で、電子媒体の方のリクエストはあるけれども、契約の関係で何年しか閲覧できないという制約があっかなか導入が進まないというお話があったと思いますが、今回の予算については、それは増額するなど改善されたのでしょうか。

○中央図書館長 中央図書館長の前田です。電子書籍は今年度レベルを維持する予定です。図書費全体の予算は少しずつ減っているのですが、電子書籍については種類も増えてきていますので、今の内容を確保するという意味で予算は増額を予定しております。

○中野委員 紙媒体は減ったけれど、電子書籍は維持しているということで、割合としては電子書籍の割合が増えたということですかね。学校の図書館の本が見劣りするということで、国から地方自治体に予算が配分されるというようなことがあって、一部の自治体ではこの図書費を他の用途に流用しているのではないかとということが以前報道されていたと思うのですが、図書購入費という面では札幌市はどうなのでしょう。

○中央図書館長 学校図書館の本の関係では交付金が出ております。

○図書・情報館長 図書・情報館長の安本です。学校図書についている予算はほぼ同額となっているのですが、古くなった図書を更新しながらということになるので、予算を持って蔵書を増やせるかということ、なかなか蔵書増までにはつながらないということもあります。文科省から、学校規模に応じた冊数の基準が示されているのですが、少子化で学校が減っている傾向の中、児童生徒数が増えているところは基準に満たない学校が何校か散見されている状況です。

○中野委員 図書費は図書費として支出しているということでしょうか。

○図書・情報館長 図書費としてはそれなりにつけているという状況でございます。

○中野委員 分かりました。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第3-2号につきましては、提案どおり決定いたします。

○山根教育長 続きまして、議案第3-3号であります。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の井上でございます。

議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」のうち「札幌市職員定数条例の一部改正」についてご説明いたします。

本案は、2月13日開会予定の令和7年第1回定例市議会におきまして、札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案が提案され、その中に教育委員会事務局及び学校の職員分も含まれますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

【資料2】「札幌市職員定数条例新旧対照表」をご覧ください。

今回、意見を求められている部分は、第1条第3号の「教育委員会の職員」についてです。

まず、「ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員」についてです。資料一番下のインデックス【参考資料】をご覧ください。

「1 事務局及び学校以外の教育期間に属する職員」の左側「増員」の欄にありますとおり、学校教育部が3名増員となります。これは、いじめ対応に係る業務増を踏まえ、現在超過配置となっている児童生徒担当係長1名を定数化するほか、新たに学校相談支援担当係長と特別支援教育推進担当係長をそれぞれ1名増員し、現行の定数296人から299人に改正されます。

次に、「イ 学校に属する職員」についてです。こちらも【参考資料】をご覧ください。

教諭、学校事務職員等、学校に属する職員の定数が、現行の9,788人から、68人増加して9,856人に改正されます。

増員の主な理由は、少人数学級の拡大、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加に伴う教職員の増によるものです。

一方、減員の主な理由は、通常学級の児童数の減少に伴う学級数の減や幼稚園4園の閉園に伴う教職員の減に加え、学校給食調理業務の委託化等に伴う調理員等の現業職員の見直しによるものです。

議案書にあるとおり、条例改正の内容は適当であるとする事としてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山根教育長 ご質問、ご意見があればお願いいたします。

○中野委員 学校教職員は 68 人定数増となっていますが、新規採用や定年の延長などで補充できるということなのでしょうか。

○教職員担当部長 教職員担当部長の菅野でございます。採用検査によって予定数を現時点で確保しておりますので、令和 7 年度開始の時点で補充できる見込みでおります。もし足りないという事態が生じた場合は、臨時教員を採用するなどとして補充を考えてるところでございます。

○中野委員 教員の確保が難しいと言われていますが、札幌市の場合はなんとか可能だということですね。

○山根教育長 井上部長、超過配置も含めた教育委員会の数字をご説明いただいでよろしいですか。

○山根教育長 定数は条例に定めているのですが、定数のほかにも超過配置、臨時的な配置が必要な場合、例えば教育委員会で言うと、藻岩啓北の統合のための要員や、ICT の 1 人 1 台端末の更新ネットワークの強化にかかるものとか、定数以外に超過配置で措置される見込みの分もあります。教育委員会の場合、定数は 3 しか増えていないということなのですが、超過配置も含めれば藻岩啓北の分や ICT の関係、学校教育部の方もプラス 3 となっていますが、超過配置も含めれば、1 月 1 日付で着任した部長職含め、指導主事も他に全部で 5 人ほど増員が予定されているところであります。定数だけ見ていると反映されていないのですが、そういう状況であります。

○生涯学習部長 生涯学習部長の井上です。只今、教育長からご説明があったとおりでして、一般の企業は定数と職員数とイコールになりますが、超過配置という別の枠組みがありまして、プラス α の部分を次元的に付けていくということになっております。あるプロジェクトが終わりましたら、その超過配置は廃止されたり、ある程度恒久的に続く仕事であれば、超過配置が定数に変わるという、ダブルスタンダードで職員数を運営しているところでございます。そういう意味で、足元のしっかりしたところが正規の数が定数、プラス α の超過配置という実際の人数もいるというところでご理解をいただければと思います。

○山根教育長 よろしいでしょうか。
(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第3-3号につきましては、提案どおり決定されました。

○山根教育長 続きまして、議案第3-4号であります。事務局から説明をお願いいたします。

○労務担当部長 労務担当部長の井上です。議案第3-4号につきましては、令和7年第1回定例市議会に提出されます条例の改正案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められておりますことから、本件議案を提出するものでございます

改正予定の条例は、市立学校教育職員の勤務条件を定めている「札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例」でございます。改正内容は大きく分けて2つあり、「仕事と介護の両立支援制度の周知の徹底等」と「時間外勤務の免除の請求が可能な職員の対象拡大」となります。

それでは、インデックスで「資料」と付けられたページをご覧ください。

まず、「1 仕事と介護の両立支援制度の周知の徹底等」をご覧ください。このたびの育児介護休業法の改正及び人事委員会の報告を踏まえ、市長部局において、「職員が家族の介護に直面した旨の申し出があった際の両立支援制度等についての個別周知・意向確認」、「職員への両立支援制度等に関する早期の情報提供、雇用環境の整備」等を義務付ける旨の改正が行われる予定でございます。

市長部局の改正を踏まえ、教育委員会においても、教育職員の勤務条件について、同様の取扱いとする必要があると判断されることから、所要の規定整備を行うものでございます。

次の「2 規定整備」につきましては、市長部局の改正に伴う軽微な修正であるため、説明は省略させていただきます。

続いて「3 教育勤務条件条例の改正を要しない教育職員の勤務条件の変更」をご覧ください。こちらは、今回の条例の改正項目ではないですが、市長部局の改正に伴い勤務条件の変更が生じるため併せてご説明いたします。

市長部局においては、育児介護休業法の一部改正を踏まえて、時間外勤務の免除の請求が可能な職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へ拡大する改正が行われる予定でござ

います。教育職員の勤務条件については、市長部局の条例を読み替えて準用しているため、同条例の改正により、時間外勤務の免除の請求が可能な教育職員の範囲も、市長部局と同様に拡大されることとなります。

施行期日につきましては、4に記載されていますように、育児介護休業法の一部改正及び市長部局の改正条例の施行日と合わせるため、令和7年4月1日施行となる予定でございます。

条例改正案の内容等につきましては、以上でございます。意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいかご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山根教育長 ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 分かりました。それでは議案第3-4号につきましては、提案どおり決定されました。

○山根教育長 続きまして、議案第3-5号であります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の池田でございます。よろしくお願いいたします。私から、議案第3-5号の「議会の議案についての市長への意見の申出」についてご説明申し上げます。

札幌市区の設置等に関する条例につきましては、例年の町名整備に伴いまして、市長部局の本意で改正を行っているものでございますけれども、この度当該町名整備が学校の位置に関わっておりますことから、札幌市学校設備条例の一部改正につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

インデックス「条例改正案」のページをご覧ください。

条例案第2条は、北区篠路町上篠路の一部区域について町の区域を新たに画することに伴う規定整備によりまして、上篠路中学校の位置を「札幌市北区篠路1条11丁目」と改めるものであり、内容について適当としてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、上篠路中学校の場所が変わったというこ

とではなくて、町名整備によりまして新しい住所が付されたというふうにご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○山根教育長 ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第3-5号につきましては、提案どおり決定されました。

○山根教育長 続きまして、議案第3-6号であります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長、池田でございます。議案第3-6号の「議会の議案についての市長への意見の申出」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど井上生涯学習部長から説明がありました、令和7年度一般会計当初予算案のうち、学校施設整備に係る予定価格5億円以上の工事請負契約の締結について、関係法令の規定に基づき、市長が議会の議決に付す必要がありまして、事前に教育委員会の意見を申し出するものでございます。

これまで、市長部局と教育委員会事務局の間で、工事内容や工期等に関して十分な調整を経ており、委員の皆様には予算編成の際に事業概要に関してご説明していることから、契約締結の際に改めてご意見を伺っておりませんでした。今後につきましては、教育行政の透明性を確保するという観点から、庁内で関係部局と協議した結果、教育委員会会議の場でお諮りさせていただくこととしたものでございます。

内容につきまして、ご説明させていただきます。令和7年第1回定例市議会におきまして提出が予定されております、議会の議決に付すべき契約案件に係る議案は、「新琴似北中学校改築ほか工事（主体工事）」、「新琴似北中学校改築ほか冷房衛生設備工事」及び「明園小学校校舎棟解体ほか工事」についての3件であり、整備内容に関しましては、事務局において精査し、妥当なものと考えております。

説明は以上でございますが、議案第3-6号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○山根教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは議案第3-6号につきましては、提案どおり決定されました。